

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 みつばちについての腐蛆病予防に関する規則
- ◇告示 肥料の登録
- 〃 小売販売業者甲の臨時業者登録
- 〃 ブルセラ病及び結核病検査の実施
- 〃 土地改良区定款変更認可

規則

みつばちについての腐蛆病^そ予防に関する規則をここに公布する。

昭和三十年七月二十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第四十二号

みつばちについての腐蛆病^そ予防に関する規則

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）及びみつばちについての腐蛆病^そにつき家畜伝染病予防法の規定の一部を準用する政令（昭和三十年政令第六十号）に基づき、この規則を定める。

第一条 知事が指定する県外の区域からみつばち、その死体又は腐蛆病^その病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する。但し、蜂群を移出する都道府県の検査済であることを証明する標識が各巢箱ごとにはり付けられており、その所有者又は管理者が当該蜂群について検査をうけた旨を記載した書面を携帯するもの、及び船車に積載のまま通過するものはこの限りでない。

第二条 知事が指定する区域においては、みつばち、その死体、又は腐蛆病^その病原体をひろげるおそれがある物品の、その区域外との出入、又はその区域内での移動を禁止する。但し船車に積載のまま通過するもの及

び家畜防疫員の指示により移動するものは、この限り
を失う。

第三条 前二条の区域の指定は告示をもつてする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、昭和三十年十月三十一日限りその効力を失う。

告 示

鳥取県告示第三百六十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。

昭和三十年七月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	肥料の名称	含有する主成分の最小量 (パーセント)	住 所	生 産 業 者 名
------	-------	------------------------	-----	-----------

鳥取県第二二二二号	大根配合肥料一号	全窒素 内アンモニア窒素 全リン酸 内可溶性リン酸 全加里 内水溶性加里 内水溶性加里	倉吉市国分寺 三〇二	社農業協同組合 組合長理事 中政 雄
		五・七 五・〇 四・〇 三・〇 二・七 二・〇 一・八		

鳥取県告示第三百六十四号
食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第十九条第一項の規定に基づき、次のとおり小売販売業者甲の臨時業者登録をした。

昭和三十年七月二十九日 鳥取県知事 遠 藤 茂

一 登録した業者

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	営業所所在地	事業区域	業務開始年月日
西第一五五号	昭三〇、六、二五	伊田 長朝	日野郡石見村上石見	石見村	昭三〇、七、一
第一五六号	"	久代 晃	伯南町生山	伯南町のうち旧日野上村	"
第一五七号	"	村上 正義	伯南町茶屋上村	伯南町のうち旧山上村	"
第一五八号	"	山城 能之	高宮村阿毘縁	高宮村のうち旧阿毘縁村	"
一 廃業した業者					
登録番号	氏名又は名称	営業所所在地			
西第一三九号	奥日野米穀小売企業組合石見販売所	日野郡石見村上石見			
第一四四号	生山販売所	伯南町生山			
第一四五号	山上販売所	" 茶屋			
第一四六号	阿毘縁販売所	高宮村阿毘縁			

鳥取県告示第三百六十五号
食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第十九条第一項の規定に基づき、次のとおり小売販売業者甲の

臨時業者登録をした。

昭和三十年七月二十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 登録した業者

登録番号 登録年月日 氏名又は名称

営業所所在地 事業区域 業務開始年月日

西第一五九号 昭三〇、七、五 福栄農業協同組合 日野郡福栄村福塚 福栄村 昭三〇、七、五

一 廃業した業者

登録番号 氏名又は名称

営業所所在地

西第一四一号 奥日野米穀小売企業組合福栄販売所 日野郡福栄村福塚

鳥取県告示第三百六十六号

次のようにブルセラ病及び結核病検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六條の規定により、牛の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十年七月二十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 実施の目的 ブルセラ病及び結核病予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれ等の牛と同一施設内で飼育している牛、但し生後六箇月、分娩前一箇月、分娩後十日以内のものを除く

四 実施の期日 別表のとおり

第二項の規定により、佐野井手土地改良区の定款変更につき、昭和三十年七月二十五日認可した。

五 検査、注射の別及びその方法
ブルセラ病検査—ブルセラ急速凝集反応
結核病検査—ツベルクリン皮内注射反応

昭和三十年七月二十九日
鳥取県知事 遠藤 茂

別表

実施月日	実施区域	実施場所
八月二日	八月五日	気高郡青谷町
三日	六日	川積
二二日	二五日	気高町
二三日	二六日	鹿野町
二四日	二七日	気高町

気高郡青谷町 楠根検査場

川積

日置谷

検査場 気高町山宮

検査場 鹿野町勝谷

検査場 気高町浜村

家畜保健衛生所

鳥取県告示第三百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条